

■ Article ■

平成30年に、TAINSの税法データベースに収録された非公開裁決から

- ①平成29年5月8日 事業所得の必要経費／プロスポーツ選手
- ②平成29年4月11日 所得区分／業務委託契約等に係る収入は事業所得
- ③平成29年4月20日 非課税取引／介護付有料老人ホームの食事の提供・洗濯等

税理士 朝倉 洋子

.....
I はじめに

国税不服審判所の公表基準については、既に、このメールマガジン（平成29年5月15日号）で、紹介したとおりであるが、現在（平成30年3月1日）、TAINSの税法データベースに収録されている最新の非公開裁決のうち、課税処分の一部が取り消された事案を3件紹介する。

II 最近収録された一部取消しの非公開裁決

(1) 平成29年5月8日裁決 事業所得の必要経費 TAINSコード F0-1-732

プロスポーツ選手の健康管理費や警備費用等は家事費としての性質を有していることは明らかであるが、自宅建物のうち業務の用に供していた部分（事業専用割合）の減価償却費は必要経費に該当するとした事例

この事件は、プロスポーツ選手である請求人が、様々な支出や自宅の減価償却費等を事業所得の金額の計算上必要経費に算入して所得税等の申告をするとともに、当該支出等に係る取引の額を課税仕入れに係る支払対価の額として消費税等の申告をしたところ、原処分庁が、当該支出等には必要経費に算入することができないものが、また、課税仕入れに係る支払対価の額とすることができないものがそれぞれ含まれているなどとして、更正処分等をしたという事案である。

【審判所の裁決の要旨】

本件旅費交通費（ハワイを目的地とする家族旅行）、健康管理費（飲食費）、消耗品費（衣類・腕時計等）及び支払手数料（警備費用）は、いずれも請求人及び請求人の家族の衣食住費等に関する費用であり、家事費としての性質を有していることは明らかである。仮に、家事関連費であっても所得税法施行令第96条第1号又は第2号に規定する経費ではないことから、いずれも必要経費に算入すべき金額に該当しない。

接待交際費について、請求人は、接待交際をしたという相手方、理由及び目的などを具体的に明らかにしていないことから、請求人の業務との関連性は不明であり、客観的にみて、業務と直接の関係を持ち、かつ、業務の遂行上必要な支出であると認めることはできない。

請求人は、和室をプロスポーツ選手としての業務の用に供していたことや、ガレージに業務の用及び生活の用に供していた各車両を駐車していた事実が認めら

れることからすると、本件建物の減価償却費は家事関連費となる。原処分庁は、事業専用割合は、和室の床面積を建物の総床面積で除した割合(9.08%)とすべきである旨主張するが、ガレージの事業用部分の面積も含めて事業専用割合を算定すると、平成23年分が21.04%、平成24年分が22.01%、平成25年分が21.34%となる。

ガレージのシャッター取替工事費については、業務の用及び生活の用に供していた各車両を駐車していた場所に関する支出であることから、家事関連費である。そして、当該取替工事は、ガレージの使用可能期間を延長させ、又は、その価額を増加させたものであるから、その支出する金額は、所得税法施行令第181条に規定する資本的支出に該当する。

土地建物の固定資産税等は、家事関連費に該当し、所得税法施行令第96条第2号に規定する経費に該当する。

消費税法第2条第1項第12号にいう「課税仕入れ」に該当するのは、消費税額の課税標準である課税資産の譲渡等の対価の額、すなわち、事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び資産の貸付け並びに役務の提供の対価の額を生じることとなる事業と関連するものでなければならないというべきである。そして、このような観点に立てば、所得税法第37条第1項に規定する、その年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用として必要経費に算入できないものについては、「課税仕入れ」に該当しないというのが相当と解される。

請求人は、自動車保険料の額について、平成23年分の必要経費に算入しているが、これは平成23年8月12日からの2年間の保険期間の自動車保険料であることから、必要経費に算入すべき金額は、上記保険料のうち業務について生じた部分について、各年分に対応する期間にあん分して計算した金額とするのが相当である。

(2) 平成29年4月11日判決 所得区分／業務委託契約等に係る収入は事業所得 TAINSコード F0-1-718

この事件は、請求人が業務委託契約等に係る収入を雑所得として申告したところ、原処分庁が、当該収入は事業所得に該当し、また、他に事業所得として申告すべき金員があるなどとして更正処分等をしたのに対し、請求人が、事実誤認があるなどとして、同処分等の一部の取消しを求めた事案である。

【審判所の判決の要旨】

請求人は、本件各更正通知書には、請求人を講師とするセミナーの参加者から参加料とは別に支払われた金員(本件金員)が所得税法第27条第1項及び所得税法施行令第63条のいずれの事業に該当し、所得税基本通達27-5《事業の遂行に付随して生じた収入》に定める例示のいずれに該当するのか等について記載がなく、課税庁の判断過程を逐一検証できるものとはなっていない旨主張する。

しかしながら、本件各更正通知書には、処分の理由として、請求人において更正の根拠を理解し、これに対する不服申立てをすべきかどうかを判断するに十分な説明が記載されていると認められる。したがって、各更正処分の理由の提示は、更正の根拠を原処分庁の恣意の抑制及び不服申立ての便宜という理由の提示制度の趣旨目的を充足する程度に具体的に明示しているものといえるから、行政手続法第14条第1項の要求する理由の提示として欠けるところはなく、本件各更正通知書の理由の提示に不備はない。

所得税法は、人の担税力を増加させる経済的利得は全て所得を構成するという包括的所得概念を採用しており、人の担税力を増加させる経済的利得は、その源泉、形式、合法性の有無を問わず、全て所得として把握するものとし、非課税とする趣旨の規定がない限り、これを課税対象としているものと解するのが相当である。

請求人は、請求人を講師とするセミナーの参加者から参加料とは別に支払われた本件金員については預り金であり、そのほとんどを返金しており、一切自己のために費消・蓄財していないことからすれば、請求人の所得を構成しない旨主張する。

しかしながら、本件金員が請求人の預り金であることを証する客観的な証拠はなく、本件金員の用途が請求人において決められることからすれば、本件金員は、それを受領することにより請求人の利得を実現させ、請求人において自己の自由に利用処分し得る金員として、請求人が現実に支配管理し、これを享受している金員であるといえることから、請求人の所得を構成しているものと認められる。

請求人が行う本件業務等の態様は、業務委託先からの指揮命令によらず、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反覆継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められることから、本件業務等から生じた所得は事業所得に該当する。本件金員は、本件業務等から生じた所得と同様、事業所得に該当する。

請求人は、本件金員には対価性がないことから、事業付随収入を定めた本件通達（所基通 27-5）の例示に当たらず、また、本件金員は本件業務等の収入の十数倍をも上回るものであり、付随収入とすることは社会通念を逸脱するものであるから、付随収入としての事業所得には該当しない旨主張し、本件金員は雑所得に該当する旨主張する。

しかしながら、本件金員は、請求人のみが行い得る本件業務に関して、参加者から請求人に対し、その効果を受けるための前提として支払われたものであり、請求人の事業に係る収入そのものであることからすれば、請求人の主張は採用できない。

原処分庁が認定した事業所得の総収入金額には、二重計上を理由とする誤りが認められることから、平成23年所得税の更正処分はその一部を取り消すべきである。

(3) 平成29年4月20日判決 非課税取引／介護付有料老人ホームの食事の提供・洗濯等 TAINSコード F0-5-190

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護における洗濯・ドライクリーニングは、消費税法別表第一第7号イに該当し、非課税取引に該当するが、食事の提供・寝具貸与・退所時の居室清掃等・通院介助は、非課税取引に該当しないとした事例である。

【審判所の判決の要旨】

原処分庁が、有料老人ホームを運営する請求人が入居者である介護保険法に規定する要介護者及び要支援者に対して行った食事の提供、おやつの提供、寝具貸与、洗濯、ドライクリーニング、居室清掃、カーテン及びレースカーテンのクリーニング並びに通院介助の各サービスは、課税資産の譲渡等に該当するなどとして、消費税等の決定処分等をしたのに対し、請求人が、各サービスは消費税を課さない資産の譲渡等に該当するから、請求人は消費税を納める義務を免除される事業者等に該当するなどとして、各決定処分等の全部の取消しを求めた事案である。

介護保険法第8条第11項及び同法第8条の2第11項は、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護について、有料老人ホームなどの特定施設に入居している要介護者及び要支援者（以下、「要介護者等」）に、施設が提供するサービスの内容等を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の特定施設に入居している要介護者等に必要な日常生活上の世話（支援）、機能訓練及び療養上の世話をいう旨規定している。

消費税法別表第一第7号イは、非課税取引として、介護保険法第8条第11項に規定する「特定施設入居者生活介護」及び同法第8条の2第11項に規定する「介護予防特定施設入居者生活介護」を掲げ、これらのサービスのうち「利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用」を対価とする資産の譲渡等（利用者選定介護）に該当するものを除くと規定している。

有料老人ホームについては、老人福祉法第29条第1項及び老人福祉法施行規則第20条の3において、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供、洗濯、掃除等の家事又は健康管理の供与をする事業を行う施設である旨定義されており、「食事の提供」をすることを前提としている。ところが、有料老人ホームで行われる特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護については、介護保険法において「食事等の介護」は含まれているが、「食事の提供」は含まれていない。

よって、本件食事の提供は、消費税法別表第一第7号イに該当せず、非課税取引に当たらない。また、おやつの提供は、飲食物の提供であることから、食事の提供と同様に解するのが相当であり、本件おやつの提供は非課税取引に当たらない。

本件寝具貸与は、特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護のいずれにも当たらず、非課税取引に当たらない。

本件洗濯及び本件ドライクリーニングは、要介護者等が日常的に着用する衣類等を衛生的に使用できる状態に保つための日常生活において必要な世話又は支援と認められ、特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護である洗濯その他の特定施設に入居している要介護者等に必要な日常生活上の世話又は支援に当たり、利用者選定介護には当たらない。よって、本件洗濯及び本件ドライクリーニングは、消費税法別表第一第7号イに該当し、非課税取引に当たる。

本件居室清掃及び本件カーテンクリーニングは、要介護者等が施設を退去するに際し入居契約に基づき行うべき原状回復義務の履行を、請求人が代行するものであり、特定施設に入居している要介護者等に必要な日常生活上の世話又は支援には当たらない。

本件通院介助として提供されたサービスは、請求人の定めた協力医療機関以外の医療機関への送迎及び介助並びにその他の外出先への送迎及び介助など個別的な外出の介助等であり、要介護者等の特別な希望により行われる個別的な介護サービスであると認められるから、利用者選定介護に当たる。よって、非課税取引に当たらない。

Ⅲ おわりに

平成30年3月15日現在、TAINSの税法データベースに収録されている判決の判決結果と、そのうち、全部取消し・一部取消しの各件数は下記のとおりである。

	収録件数	うち全部取消し件数	うち一部取消し件数
裁 決	4,555 件	597 件 (13.10%)	1,260 件 (27.66%)
(うち非公開判決)	2,165 件	566 件 (26.14%)	876 件 (40.46%)

納税者の権利救済に大いに役立つであろうと考えられるこれらの課税処分取消判決が、情報公開法を活用することにより、更に活用されることを願っている。